呉駅周辺地域総合開発に関する懇談会 開催要領 (案)

1 検討事項

- (1) 呉駅周辺地域の目指すべき姿や将来像に関する助言,提言等
- (2) 具体化に向けた手法等に関する助言,提言等
- (3) その他関係事項に関する助言,提言等

2 座長等

(1) 座長及び副座長

座長は委員の互選により定め、副座長は座長の指名により定める。

(2) オブザーバー

懇談会の会議にオブザーバーの出席を要請することができる。

3 庶務

呉市企画部

4 謝金等

委員等(オブザーバーを含む。以下同じ。)が会議に出席した場合, 呉市は, 謝金 及び費用弁償を支払うことができる。

5 会議内容の公表等

(1) 会議資料

会議終了の都度,原則として公表 (呉市情報公開条例に定める非公開情報を除く。)

(2) 会議の内容

- 会議終了の都度、その概要を記者向けブリーフィング
- ・ 議事の概要・骨子を取りまとめた議事録を作成し、会議終了の都度、原則として公表

(3) 守秘事項

各委員等は、本懇談会で知り得た情報のうち、会議における個別の発言者及び発言の詳細、民間企業等において調査検討段階の情報等、公表を前提としない情報については、公表することを差し控えるものとする。

6 スケジュール

期間は当面1年間程度とし、2~3か月に1回程度、会議を開催 (参考:資料3)